

国会の審議過程における主要討議事項

(第145回国会—平成11年 4月以降—)

国税関係

項 目	要 旨
1. 税制一般	
(1) 税体系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化時代を迎え、直間比率を見直すべきと考えるがどうか。
(2) 税収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年度決算において歳入欠陥が生じたことについて、どのように考えているのか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成10年度決算において、税収不足が生じたのはなぜか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税収の見積りを正確に行うため、年度所属区分を見直すべきではないか。
2. 所得課税関係	
(1) 個人課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の税負担の軽減についての見解如何。
(2) 法人課税	
① 連結納税制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結納税制度導入についての見解如何。
② 各論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同族会社に対する留保金課税制度を見直すべきではないか。
3. 消費課税関係	
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景気対策として、消費税率を3%に引き下げるべきではないか。
4. 資産課税関係	
(1) 土地税制関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産流動化の観点から、期間を限定した上で、土地譲渡所得税、不動産取得税、登録免許税等に特別措置を講ずるべきではないか。
(2) 相続税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度改正において、相続税の最高税率を引き下げるべきと考えるが、これに対する見解如何。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家の所有する平地林について相続税を軽減すべきではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の継続ため相続税の軽減を図るべきではないか。
5. 租税特別措置等	
(1) 産業活力再生関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制上の措置の必要性及び効果如何。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業活力再生特別措置法に係る税制上の措置による減収額の内容如何。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業に対して、どのような税制上の配慮がされているのか。
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジェル税制を拡充すべきではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ スtock・オプション税制の拡充についての見解如何。
6. その他	
(1) 納税者番号制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票コード番号を納税者番号制度に利用することを考えているのか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税の公平を図るため納税者番号制度を導入すべきではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な個人情報保護が整備できれば、納税者番号制度におけるプライバシーの問題はクリアできると考えているのか。
(2) NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人に対する寄附金について税制上の優遇措置を講ずるべきではないか。

(3) 環境関連税制

(4) その他

- ・ 地球温暖化対策として、環境税の導入等についてどのように考えるか。
- ・ 基礎年金の財源を税方式にすべきではないか。
- ・ 介護保険の財源は消費税によるべきと考えるがどうか。
- ・ 阪神・淡路大震災の特例措置の適用期限を延長すべきではないか。
- ・ 国と地方の税財源のあり方を抜本的に見直すべきではないか。

(注) 第145回国会閉会中審査を含む。

二 地方税関係

項 目	要 旨
<p>1. 地方税総論 (1) 地方税源の充実</p> <p>(2) 課税自主権等</p> <p>2. 法人関係税</p> <p>3. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税財源の充実確保についての基本的考え方如何。 ・ 国と地方の税財源の配分を見直す場合には、歳入と歳出の比率が逆転する集権的分散システムというものを抜本的に見直すべきではないか。 ・ 今回の地方分権一括法案で、なぜ、税財源の移譲も併せて行わないのか。 ・ 国から地方への税財源の移譲は、景気の動向とは関係なく分権と併せて直ちにやるべきでないか。 ・ 地方税財源を充実強化するために国と地方との役割分担に応じた実効性のある充実確保策を検討し、3年以内に法制化を図るべきではないか。 ・ 所得税の一定部分を個人住民税に移譲することや地方消費税の問題についてどう考えるか。 ・ 政令市・中核市といった大規模な都市の税財源の充実をどのように図っていくのか。 ・ 地方税財源の確保は重要な課題であり、法人事業税の外形標準課税は避けて通れず、今後とも議論すべきではないか。 ・ 地方自治体の課税自主権を強化していくべきではないか。 ・ 法定外目的税の創設について、どのような目的、どのような税率の新税であればこれを認めるのか。 ・ 地方分権一括法案において法定外税の制度の見直し等が盛り込まれているが、住民の負担が増えるのではないか。 ・ 日本銀行の法人住民税、法人事業税の中間納付額の還付並びに還付加算金の支出に関する地方団体の対応如何。 ・ 将来、住民基本台帳ネットワークシステムを納税者番号制度に活用することを想定しているのか。